

事業要件（推進活動の実施）

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「**自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動**」（以下「**推進活動**」※1といいます。）として以下に掲げる活動のうち、いずれか1つ以上を実施してください。

農業者団体は原則として、対象活動に取り組むすべての農業者が共通の活動を選択する必要があります。

▶ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動

- ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- ② 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
- ③ 先駆的農業者等による技術指導
- ④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- ⑤ ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組

▶ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動

- ⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- ⑦ 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定※2

▶ その他

- ⑧ 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
- ⑨ 中山間地※3及び指定棚田地域※4における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
- ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- ⑪ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合（**令和5年度より優遇措置として新設**）
- ⑫ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

※1 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及推進を図ることを目的に事業要件としています。

※2 堆肥の施用や、有機農業の加算措置に取り組む農業者（詳細は7・11ページ参照）は、土壤診断の実施が要件となっているため、推進活動として選択することはできません。

※3 地域振興立法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法）の指定地域や農林統計上の農業地域類型区分において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域が対象となります。詳細については、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

※4 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域が対象となります。
詳細については、農地の所在する市町村にお問い合わせください。